

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち 「従うべき基準」の見直しについて

提案概要

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）で定める「職員」基準（従うべき基準）について、市町村の放課後児童健全育成事業の実情に応じた運用を可能とするよう「従うべき基準」の緩和を望む。

基本的な考え方

○国としては、児童の安全・安心に直接影響する事項については、国が最低限の基準を定めると必要があると考え、放課後児童クラブに配置する職員及びその員数については「従うべき基準」としている。

○本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて定められたもの。

- 少子化社会対策会議（平成24年3月2日）の決定を受け、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正（平成24年8月）により規定。
- 放課後児童クラブの設備及び運営については、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされた。

（職員及びその員数については「従うべき基準」と規定。）

- 社会保障審議会における自治体担当者、専門家等による議論を経て、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を平成26年4月30日に策定。



上記の省令を踏まえ、各市町村においては、平成27年4月の施行に向け、条例による基準の策定を進めているところ。現段階で「従うべき基準」として規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれがあり適当ではない。

基準第10条(従うべき基準)

(職員)

- 第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。
- 一 保育士の資格を有する者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたとの
- 4 (略)
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たたる者でなければならぬ。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附則

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したものとあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。））」とする。

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

〈主な基準〉

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）
 - ※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）
 - ※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上
 - ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上
 - ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

放課後児童クラブの基準(従うべき基準)に関する経緯

1 子ども・子育て新システムに関する基本制度(平成24年3月2日 少子化社会対策会議決定)

4 放課後児童クラブ

- 質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉法体系に設定する。
- 国が定める基準を踏まえ、市町村が基準を条例で定める。職員の資格、員数については、現行の事業実態を踏まえ、「従うべき基準」とすることも含め、法案提出までに整理する。

2 子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正(平成24年8月10日)

- 第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない
- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書(平成25年12月25日)

2. 具体的な基準の内容について

(1) 従事する者【従うべき基準】

○ (略) 放課後児童クラブに置くべき有資格者は、これまで国が放課後児童クラブガイドラインで望ましいものとして示してきた「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。

○ただし、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブと、児童厚生施設とでは、児童との関わり方の観点等から求められる知識や職務の内容が異なるため、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当である。

○ このため、省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者※であって、上述のような知識・技能を習得するための研修を受講した者とすることが適当である。

(2) 員数【従うべき基準】

○ 放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時にかつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であること、多くは職員のみで運営されており管理者等が業務を代替することができないことから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当である。(略)

○ このため、小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

※

・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

・ 保育士

・ 社会福祉士

・ 高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

・ 教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校)

・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設定者が適当と認められた者等